

平成24年度関東女子倶楽部対抗～報知杯～山梨ブロック予選競技
組合わせおよびスタート時間表

(参加者 10倶楽部 ・ 60名)

期日：6月11日(月)
場所：甲府国際カントリークラブ

(18ホール・ストロークプレー)

関東ゴルフ連盟

1番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	井川 真理子	河口湖	古屋 美智子	春日居	小林 敬子	甲斐駒	津堅 典子	オリンピック
2	8:09	近藤 佐絵	甲府国際	保坂 久代	都	林 香里	河口湖	小林 恵	甲斐駒
3	8:18	小嶋 桃子	オリンピック	村田 トキ子	秋山	松澤 美知子	都留	辺土名 きぬえ	都
4	8:27	保坂 幸子	春日居	宮下 良美	ヴィンテージ	加賀美 圭子	甲斐駒	大島 知代己	都留
5	8:36	雨宮 はる江	甲府国際	橘 正子	春日居	大竹 昌子	都	志村 節子	秋山
6	8:45	宮沢 由紀子	秋山	青木 總子	河口湖	志村 房子	春日居	林 恵子	メイプルポイント
7	8:54	手塚 美佐子	ヴィンテージ	森 薫	都	森本 やす子	メイプルポイント	高木 まり子	河口湖
8	9:03	清水 友子	オリンピック	阿藤 敬子	都留	五味 千明	ヴィンテージ	太田 依布子	秋山

10番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
9	8:00	関根 奈穂美	ヴィンテージ	佐藤 博子	秋山	野々村 和子	メイプルポイント	高木 はつの	都留
10	8:09	安藤 智美	メイプルポイント	宮澤 美津子	ヴィンテージ	志村 千恵	甲府国際	星野 雅子	春日居
11	8:18	薮崎 康恵	河口湖	田村 和代	オリンピック	溝口 裕利江	メイプルポイント	石渡 陽子	都
12	8:27	山本 裕子	秋山	相原 ちなみ	甲府国際	室井 五月	河口湖	丸山 君江	ヴィンテージ
13	8:36	塚田 香代子	甲斐駒	堀米 清美	メイプルポイント	町田 香織	オリンピック	奈良 正江	都留
14	8:45	小野 順子	都留	布施 和子	甲斐駒	呉 淑娘	オリンピック	渡辺 実和子	甲府国際
15	8:54	杉田 貴美子	春日居	榎本 榮	都	杉田 富美子	甲府国際	中込 紀巳子	甲斐駒

競技委員長 萩原 篤博

平成 24 年度 関東女子倶楽部対抗山梨ブロック予選競技

開催日 : 6 月 11 日(月)

開催コース : 甲府国際カントリークラブ

本競技においては日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこの競技の条件・ローカルルールを適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定や選手への通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、本競技の条件とローカルルールの違反の罰は、2 打とする。

競技の条件

1. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

2. 使用球の規格(ゴルフ規則 175 ページ参照)

『公認球リストの条件・規則付 I (c)1b』

3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・規則付 I (c)1a』(ゴルフ規則 174 ページ参照)

4. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

5. ホールとホールの間での練習禁止(規則 7-2 注 2)

『規則付 I(c)5b』(ゴルフ規則 179 ページ参照)

6. プレーの中断と再開

(1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、規則 6-8b,c,d に従って処置すること。

(2) 陰悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間をいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。この条件の違反の罰は競技失格(規則 6-8b 注)

(3) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断	:	}	サイレンを使用せず、本部よりランシーバーおよび放送にて競技者に連絡する。
陰悪な気象状況による即時中断:	:		
プレーの再開	:		

または、競技委員を通じて競技者に連絡する。

7. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『規則付 I(c)2』を適用する(ゴルフ規則 177 ページ参照)。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 27-1)
アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地(規則 25-1)
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. ウォーターハザード(規則 26-1)
ウォーターハザードは黄杭または黄線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
4. 動かさない障害物(規則 24-2)
 - a. 排水溝
 - b. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
 - c. 動かさない障害物と白線でつながれている区域(その動かさない障害物の一部とみなす)
 - d. 黄黒の縞杭(本競技には適用しない)
 - e. 距離計測のための表示板
5. 電磁誘導カート用の 2 本のレール
2 本のレールの全幅をもってカート道路とみなす。球がこのカート道路の上にある場合、競技者は規則 24-2b(i)の救済を受けなければならない。
6. 予備グリーン
クローズド(Closed)の標示のある予備グリーンはプレー禁止の修理地(スルーザグリーン)とし、その上に球があつたりスタンスがかかる場合、競技者は、ゴルフ規則 25-1b(i)の救済を受けなければならない。
7. 高圧送電線
2 番、11 番および 18 番ホールにおいて、球が高圧送電線に当たった場合は、そのストロークを取り消し、罰なしに再プレーしなければならない(ゴルフ規則 20-5)。その球をすぐには取り戻せない場合は、別の球に取り替えることができる。
8. ホールとホール間の白杭
1 番と 9 番ホール、9 番と 6 番ホール、10 番と 1 番ホールおよび 11 番と 2 番ホールの間の白杭を結ぶ線を越えて、現にプレーしているホール以外のコース上に止まった球は、アウトオブバウンズの球とする。
9. 指定ドロップ区域
3 番および 15 番ホールにおいて、球がグリーン奥のネットに近接しているために、スタンスや意図するスイングの区域の妨げになる場合、競技者は、罰なしに、最も近い指定ドロップ区域にその球をドロップすることができる。

注 意 事 項

1. 著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
2. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。
3. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 倶楽部 6 コイン(180 球)を限度とする。

競技委員長 萩原 篤博